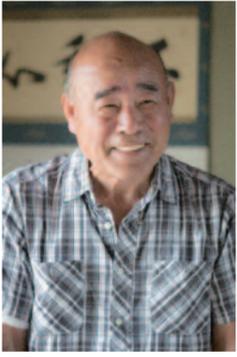


空き家になってしまったら② 賃貸・売買で「活用」

空き家を買って理想の暮らしを実現



谷川 光男 さん (保多町)

「地元の人が意外に気づいていないのが、長浜の住みやすさや利便さ。自治会の皆さんに、快く受け入れてもらえたのもありがたかった」。愛知県出身の谷川さんは、退職後の田舎暮らしを夢見て、現役中から「いざない湖北定住センター」の空き家バンクで物件探し。築80年の住宅を借り受け、1年後に購入に踏み切りました。自分流でリフォームも行い、敷地内で菜園も楽しんでいきます。



▲使えるものを活用しながら改修

思い出の家を受け継いでもらえる喜び

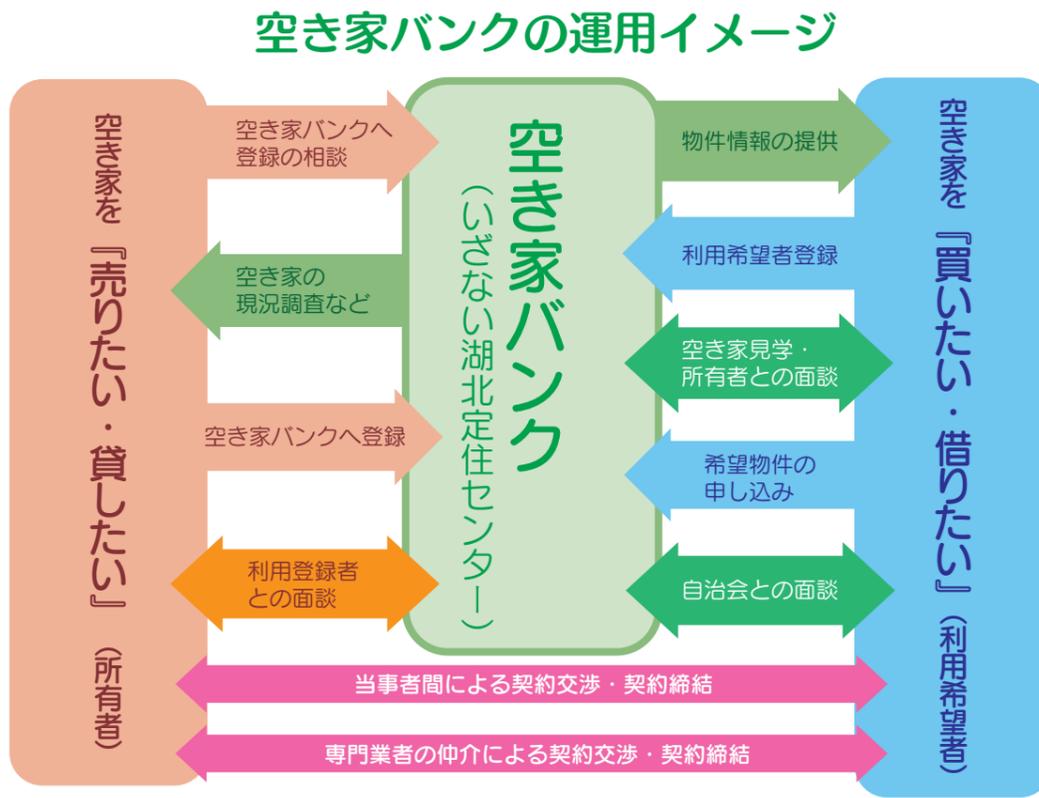


伊藤 路子 さん (尊野町)

「台風のときに様子をみに行ったり、定期的な掃除や草むしりなど、空き家を管理するのは大変でした。でも、父が建てた家を何とか形だけでも残したかったので、何らかで活用できないかと考えていました」という伊藤さん。空き家バンクを通じて買い手が見つかり、10年間管理を続けた空き家を、若い家族に譲りましたが、当初は賃貸から始める予定でしたが、気に入ってくれたので売買に。「買い手とのつなぎだけでもなく、自治会とのやり取りにも『いざない湖北定住センター』に入ってもらえて、とても助かりました」。管理に困る空き家も、借り手や買い手を探すことで、「新しい生活が始まる家」として活かすこともできるのです。

空き家バンクに登録を

空き家バンクでは、市内の空き家物件情報を集め、移住定住支援ポータルサイト「ナガハマキャピタル」で紹介しています。空き家所有者と、空き家利用希望者をつなぐ架け橋の役割を担っています。お気軽にご相談ください。



長浜市移住定住促進協議会事務局(いざない湖北定住センター) 元浜町28番24号 ☎50-1019
 空き家バンクへの登録は無料です。詳しくはホームページをご覧ください。
 ナガハマキャピタル 検索



こんな活用方法も「まちづくりで活用」

空き家を「知の拠点」に

田根地区・地域づくり協議会では、地域の課題である空き家を活用して、交流の場を生み出しています。

同協議会では、大学や企業と連携して、少子高齢化や獣害、空き家問題など地域が抱える様々な課題について取り組んでいます。

空き家をテーマとした取組としては、慶應義塾大学小林博人研究会との協働で、平成21年から空き家のリノベーション(改修)をしながら、ワークショップや交流イベント、ショートムービーづくりなど、多様な活動を実施しています。



▼学生による空き家の改修作業



また、こうしたフィールドワークに虎姫高校の生徒が参加したり、地域の子どもたちを対象とした学習会が開かれるなど、大きく広がりを見せています。

空き家改修後には、学生たちが地域課題を見つけ、対策を提案し、実践できる場「知の拠点」としてその活用が期待されています。

地域が空き家という学習のフィールドを提供することで、地域に賑わいを生み出すだけでなく、質の高い学びができる地域としてその魅力を高め、若者の移住・定住につなげたいというねらいがあります。



▲虎姫高校の生徒も学習に参加

空き家についての出前講座を行っています

市では、職員が地域に出向き、市の取組や暮らしに役立つ情報などを紹介する出前講座を実施しています。空き家に関する様々な疑問に対して、具体的な事例を紹介しながら、分かりやすく説明します。

- 【対象】自治会、老人クラブ、まちづくり委員会など各種グループ
- 【所要時間】30~60分
- 【申込み】電話で下記までお申し込みください。

空き家の改修などに対する補助を行っています

空き家流通・活用促進事業補助金

利用されていない空き家の活用を図るため、改修工事費や家財道具処分費に対して補助を行います。

- 【対象空き家】1年以上空き家となっている戸建て住宅で、申請する年度において売買契約または賃貸借契約を締結した(する)もの
- 【対象者】空き家の所有者
- 【補助金額】①空き家改修 工事費用の10分の1(上限20万円)
②空き家家財処分 処分費用の3分の1(上限10万円)

定住住宅改修促進事業助成金

移住・定住促進を図るため、実家や中古住宅の改修工事費に対して補助を行います。

- 【対象住宅】3親等以内の親族が所有する住宅または平成28年4月以降に売買か賃貸借契約が成立した中古住宅
- 【対象者】世帯所得が1,200万円以下で対象住宅に転入または転居する45歳未満の人
- 【補助金額】改修工事費用の10分の1(上限20万円)
※子育て世帯、高齢者同居世帯には加算があり、最大100万円を補助

※各補助金には、市内業者が工事を請け負うことなど他の要件があります。また予算の範囲内での交付となりますので、事前に担当課までお問合せください。

空き家、補助金・助成金に関する問合せ 建築住宅課 すまい政策推進室(本庁舎2階) ☎65-6533